

計画期間

2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間とします。
 令和4年度に目標値の達成状況を確認するとともに、上位の関連する計画や社会情勢の変化等に対応すべく見直しを行いました。

成果指標

No.	指標	2015年度 (H27)	2020年度 目標(R2)	2020年度 実績(R2)	2025年度 目標(R7)
1	環境保全型農業直接支払交付金の取組対象面積 (ha)	21.1	29.5	41.6	47.6
2	学校給食における地場産物利用率 (%)	48.9	50	42.7	50
3	就農計画の5年目の所得目標の70%以上を達成した人の割合 (%)	42	50	48	50
4	農業所得800万円以上の認定農業者数 (人)	75	108	70	75
5	6次産業化の実現総数 (累計件数)	1	5	10	15
6	経営茶園面積 (ha)	—	—	1,114	1,000
7	茶産出額 (億円)	—	—	31	40
8	認定農業者数 (法人)	29	39	45	60
9	ビジネス経営体数 (経営体)	40	43	45	50
10	農業用ため池のうち防災重点ため池(149池)の耐震性能等保有数 (箇所)	14	28	18	35
11	認定農業者等への農地集積面積 (ha)	2,366	<u>2,467</u>	1,856	2,752
12	多面的機能支払交付金の取組面積 (ha)	1,272	2,800	2,013	2,200
13	市民農園利用率 (%)	86.4	90	88.8	90
14	茶草場農法実践認定者の戸数 (戸)	254	<u>270</u>	193	180

※下線部は 2019 年度（平成 31 年度）目標値

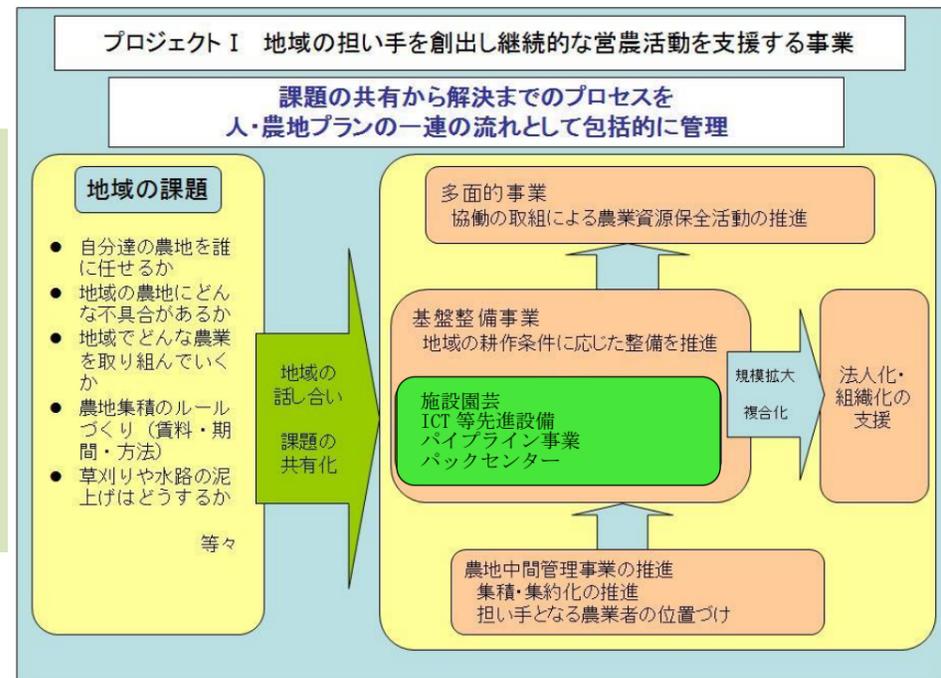
目標達成のために

ビジョンに位置づけた施策の実効性を高めるため、農業者、農業団体、市民・消費者、関係組織、行政が協働して取り組んでいく5つの「リーディング・プロジェクト」を設定しました。

※リーディング・プロジェクトの例
 「プロジェクトI」の場合

プロジェクト名
 地域の担い手を創出し継続的な営農活動を支援する事業

概要
 人・農地プランに基づく話し合いの推進により、地域の課題を包括的に解決するための体制を整備します。



掛川市農業振興ビジョン【改定版】
 概要版

2023~2026
 (令和5年~令和8年)



目指す姿

「地域で育み 伸びゆく掛川の農業」

- 「食料・農業・農村基本法」の基本理念「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮、農業の持続的な発展」「農村の振興」を踏まえ、「食料」「農業」「農村」を施策展開の柱に位置づけます。
- 第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】における産業・経済分野の個別施策「多様な担い手による力強い農業ビジネスの確立」の推進とバランスある発展を目指します。
- 「農業者」、「農業団体」、「市民・消費者」、「関係組織」、「行政」など関係者の協働の取り組みにより、一体となって推進していきます。

施策区分と目指す方向

I 食料 市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給

食料は、市民の「いのち」や「くらし」を支える源であり、健康な社会生活を送る上で必要不可欠なものです。

消費者や市場の食の安全・安心に対する意識が高まる中、農業は常に市民に信頼される高品質で安全性の高い食料の安定供給に努めていかなければなりません。

消費者の視点を重視し、環境との調和に配慮しつつ、生産・流通・販売の全ての段階において安全性が確保される体制の整備が必要です。



1 消費者に信頼される食料の供給 ～消費者目線の食の安全性確保の取組と環境に配慮した農業の推進～

- (1) 農業者や農業団体、市民、行政が一体となり、安全・安心な農産物の生産を推進します。
- (2) トレーサビリティ・システムの普及促進により食品の生産情報の消費者への提供を進め、食品の安全性確保を推進します。
- (3) 「みどりの食料システム戦略」による環境に配慮した農業の推進を図るとともに、オーガニックビレッジを宣言し、有機農業の生産から消費までを地域ぐるみで取り組みます。

2 地域に密着した食文化の形成 ～地域の食文化を生かした食農教育の推進と市内農産物の地域内消費の促進～

- (1) 生産者、消費者、関係団体及び食品業界などが一体となった「地産地消」や「食育」への取組を推進し、市内農産物の生産と消費拡大、市民の健全な食生活の推進を図ります。

II 農業 健全で発展性の高い魅力ある農業経営の確立

農業は、食料の生産・供給という基本的な役割の他、様々な機能を持ち、人々に多くの価値をもたらすことができる産業です。

農業を職業として選択される魅力ある産業とするためには、消費者視点によるマーケティングに基づき、儲かる農業経営を行う農業者の育成が不可欠です。

併せて、農業生産を支える ICT 等の先進技術の普及促進や基盤整備、施設の長寿命化の取組を進める必要があります。



3 ICT等活用した儲かる農業の確立 ～魅力のある農業経営の推進と健康機能等を活用した販路の拡大～

- (1) 消費者ニーズに対応した「売れる農産物」生産のためのマーケティング戦略に取り組み、「儲かる農業」を推進します。
- (2) ICT等の先進技術を導入し生産性と品質の向上を図るとともに、産地ブランド化や海外販路の開拓などに活用します。

4 地域を支える担い手の確保 ～地域の特性に合わせた担い手の確保と地域一体となった人材育成の推進～

- (1) 農業所得の向上のため、儲かる農業経営を行う農業者や法人等の組織の育成を推進し、担い手の確保を図ります。
- (2) 新規就農者、後継者を農業の担い手として人・プランに位置付け、地域ぐるみの支援を進めます。
- (3) 地域コミュニティの守り手として、女性農業者や兼業農家、生きがい農業の高齢農業者等も確保・育成を図ります。
- (4) 農業に興味のある若者を、将来にわたり地域農業を担っていく「財産」と捉え、関係機関と連携し、支援と育成を図っていきます。

5 活力ある生産環境の整備 ～地域農業を支える生産基盤の整備と安全で快適な農村環境の確保～

- (1) 機械化の導入促進による農作業の効率化と担い手への農地集積・集約による生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた生産基盤の整備を推進します。
- (2) 農地を面的にまとめ、認定農業者等の担い手に集積・集約し、強く安定的な地域農業を確立するため、「人・農地プラン」に基づく地域の話し合いを推進し、優良農地の確保と効率的な利用を図ります。

III 農村 豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、農業の持続的な発展の基盤です。

農業・農村は食料を供給する役割だけでなく、生産活動を通じた国土の保全、水源かん養、景観の形成など様々な役割を担っておりこの多面的な機能を発揮できるよう、地域の協働活動により農村環境の保全を図っていかなければなりません。

また近年、農業・農村が再認識されつつあり、田園回帰の流れを踏まえた都市と農村の共生・対流による農村の活性化が求められています。



6 活力ある農村社会の形成～多様な主体の連携によるコミュニティの強化と幅広い地域交流による農村の活性化～

- (1) 「まちづくり協議会」「掛川市農業活性化やる気塾」などの組織を活用しながら、協働の取組による農村コミュニティの形成を推進します。
- (2) 都市住民が農と自然に触れあう機会を提供するグリーン・ツーリズムや農業体験学習等を推進し、都市と農村、消費者と生産者の交流により「人・もの・情報」を循環させ、地域の活性化を目指します。

7 豊かな農村環境の創造 ～協働による地域資源の保全と農村地域の豊かな自然活力の発揮～

- (1) 農業者だけでなく地域住民などが一体となって農業資源の保全や環境の向上に取り組み、農業資源を次世代に継承することにより、農業・農村の持続的な発展を目指します。